

愛知県建設局河川課の取組

きれいな水

油ヶ淵水質浄化
河川・海岸愛護活動報奨制度
出前講座

多様な生態系

多自然川づくり
河川水辺の国勢調査

豊かな水

特定都市河川浸水被害対策法

ふれあう水辺

多自然川づくり
かわまちづくり

きれいな水

・ 油ヶ淵水質浄化

1993 (H5)	油ヶ淵水質浄化促進協議会設立 (愛知県、流域4市)
1994 (H6)	水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンス21 1994～2000) COD目標8mg/l以下
1995 (H7)	油ヶ淵シンポジウム開催
1997 (H9)	生活排水対策推進計画改訂 (流域4市)
1998 (H10)	アクション油ヶ淵の実施開始
2004 (H16)	第二期水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンス II 2001～2010) COD目標8mg/l以下 底層DO目標3mg/l以上 にごり (透視度) 目標30 cm以上
2005 (H17)	市民による環境モニタリング開始
2006 (H18)	生活排水対策推進計画改訂 (流域4市)
2011 (H23)	第二期水環境改善緊急行動計画 (清流ルネッサンス II 改訂 2011～2020) COD目標6mg/l以下 底層DO目標3mg/l以上 にごり (透視度) 目標30 cm以上
2016 (H28)	生活排水対策推進計画改訂 (流域4市)
2017 (H29)	油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会
～2020 (R2)	高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 (油ヶ淵ルネッサンス計画 2021～2030)
2021 (R3)	油ヶ淵水質浄化対策フォローアップ委員会 高浜川水系油ヶ淵水質浄化促進行動計画 (油ヶ淵ルネッサンス計画 2021～2030)



位置図

きれいな水

・ 関係者で様々な取り組み

- 下水道等の整備
- 代かき対策
- 貯留浸透施設
- 啓発活動

●点源負荷対策	
【生活系】	
・下水道整備の拡大と接続の促進	
・農業集落排水処理施設	
・合併処理浄化槽への転換の促進	
・浄化槽の適正な維持管理の促進	
【産業系】	
・濃度規制、総量規制	等
▼下水道の整備・接続の推進	
油ヶ淵流域の整備状況 2030年度計画	
下水道普及率	81%
下水道接続率	88%

●面源負荷対策	
【総合】	
・総量削減計画（その他系汚濁負荷対策）	
【農地系】	
・施肥対策（施肥基準に基づいた栽培の推進）	
・代かき対策（濁水流出防止技術の推進、凝集沈殿の実施、代かきによる濁水流出対策の啓発）	
・農業生産工程管理(GAP) [®] 手法の導入 等	
※GAP(Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)：農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。	
【市街地系】	
・貯留浸透施設	
（雨水貯留タンクの設置、転用促進等）	等

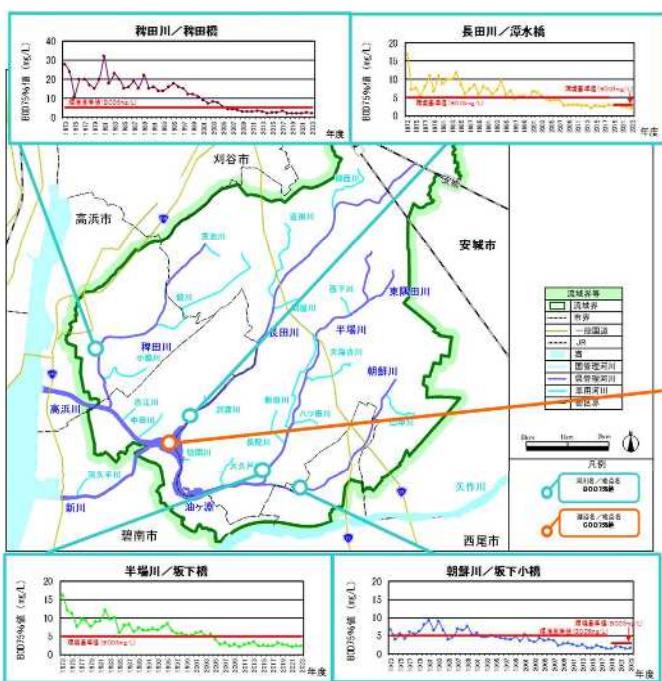


・ 県河川課としての取り組み

- 浚渫・覆砂
- 植生浄化（ヨシの整備、管理）
- にごり排出

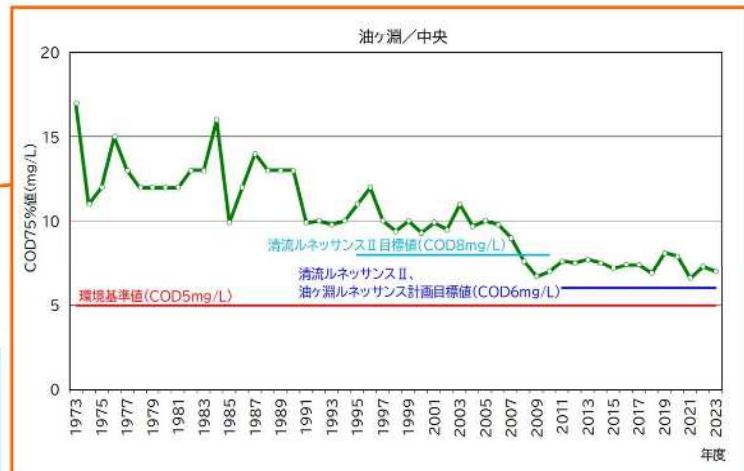


きれいな水



30年以上にわたる流域全体での継続した取り組みにより、大幅に水質改善

全国ワースト2位 (1979 (S54))
→15位 (2022 (R4))



きれいな水・ふれあう水辺

- 河川愛護活動報奨制度
- 海岸愛護活動報奨制度

河川愛護活動報奨制度
わだしたちのまちを流れる川をきれいにしよう

愛知県では、県が管理する河川で草刈りやゴミ拾い等の清掃活動を実施した団体に報奨費を支払っています。

対象団体

- * 10人以上で構成されている団体
- 刈除となる活動
- * 畠の管理する元、1丁の田刈りやゴミ拾い等の清掃活動
- 対象期間
- * 4月1日から翌年1月31日までの活動



報奨費

- * 対象期間の活動に応じて1人1日あたり150円以内で、年最大に賞金請求権より回数に一括して支給されます。
- * 1団体につき限度額50万円とします。

注意事項

- * 同一村内の公共機関が実施している他の愛護活動報奨費を重複している活動は対象外とします。
- * 市町村等の公的機関の場合は行なった機関について支給とします。
- * 学校等の教育機関の活動については対象外とします。
- * 指定されたに不備がある場合は、対象外となる場合があります。

手続

- * 賞金の「手続手等の流れ」の通り、当司所を経由して県建設部河川課に活動実績報告書を提出してください。
- * 応募実績報告書には、活動実績と会員名簿、活動場所を記入した地区を添えて提出してください。

きれいな水

- ・出前講座

川の自然環境を学ぼう！



蟹江川

2024年7月4日
愛知県建設局河川課
環境・海岸G

豊かな水

- ・特定都市河川浸水被害対策法

(2003 (H15))

<特定都市河川流域>

新川流域

境川・猿渡川流域

- ・流域水害対策計画に基づき総合治水対策を推進。
- ・河道改修や、流域対策として**雨水貯留浸透施設の設置**を行う。



豊かな水



新川流域で開発を行う際には、
雨水浸透阻害行為許可が必要です。

平成18年1月1日、新川流域は、

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川流域**に指定されました。

●田畠など締め固められていない土地での**500m以上**の開発

(雨水浸透阻害行為－土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)

は愛知県知事等の許可が必要です。

●許可にあたり、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設**の設置が必要です。

●また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、
愛知県知事等の許可が必要です。

雨水浸透阻害行為許可が必要な例

田沼など締め固められていない土地に建物や駐車場を作る時
この他にも、生垣などを締め固めてグラウンドや青刈高さ等にする時、
締め固められた土地をさらに荒地等にする時などにも許可が必要です。

詳しくは、技術指針を確認していただくか、下記問い合わせ先にご確認ください。



雨水貯留浸透施設の設置

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



問い合わせ先

●許可申請は開発地の存在する市役所・町役場で受け付けます。

●技術的基準や内容については、下記の**許可の申請先**にお問い合わせください。

開発地	許可の申請先	許可申請の受付窓口	連絡先(TEL)
名古屋市内	名古屋市長	名古屋市建設土木局川崎課	052-972-2982
名古屋市内	名古屋市長	名古屋市建設土木課	052-28-8842
名古屋市内	名古屋市長	名古屋市建設土木課緑地課	052-25-6351
小牧市内	小牧市長	小牧市建設部川堤課	0568-76-1141
瀬戸市内	愛知県知事 建設部長	瀬戸市建設部川瀬課	052-400-2011
北名古屋市内	北名古屋市長 建設部長	北名古屋市建設部川瀬課	0568-22-1111
豊山町内	豊山町長	豊山町建設課まろくの推進課	0568-28-0944
火山水内	火山水市長	火山水市建設土木課	0568-11-0331
江南市内	江南市長	江南市水道部下水課	0587-54-1111
額田市内	愛知県知事 建設部長	額田市建設部下水課	0587-32-1389
安城市内	安城市長 建設部長	安城市建設部下水課	0587-38-5813
大府市内	大府市長	大府市建設部川瀬課	0587-95-1026
扶桑町内	扶桑町長	扶桑町建設課下水課	0587-93-1111
あま市内	愛知県知事 建設部長	あま市建設部川瀬課	052-441-7112
大治町内	大治町長	大治町建設部下水課	052-444-2711

関連リンク

●開発地が新川流域かどうかの確認

「マップあいち」

愛知県統合型地理情報システム

URL : <https://maps.pref.aichi.jp/>

●技術指針、様式等のダウンロード

「愛知県ウェブサイト

雨水浸透阻害行為のページ」

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/shinkawa.html>

●新川流域での流域治水の取組み

「新川、境川・猿渡川流域水害対策協議会」

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/ryuukichisui/>

特定都市河川浸水被害対策法について

愛知県建設局河川課計画グループ

TEL : 052-954-6555

2024年4月1日

多様な生態系

・多自然川づくり

<定義>

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

多自然川づくり基本指針（令和6年6月改定）

<適用範囲>

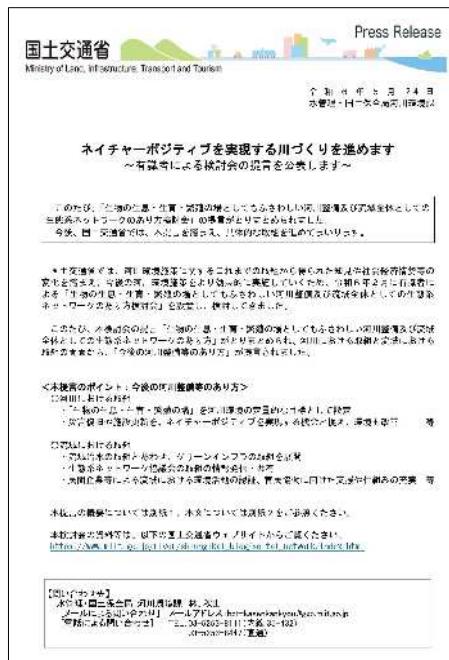
「多自然川づくり」は全ての川づくりの基本であり、全ての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等の河川管理における全ての段階・過程を対象とする。

多自然川づくり基本指針（令和6年6月改定）

多様な生態系

ネイチャーポジティブな川づくりに向け、2024 (R6) 有識者提言
「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての

生態系ネットワークのあり方」提言



「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」提言概要

現状 ○平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めってきた。

○今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

△ 河川を取り巻く 気候変動による影響
△ 社会経済情勢等の変化 河川管理施設等の老朽化
△ 生産年齢人口の減少や働き方改革 流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
△ DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

流域における取組

(1) 流域連携・生態系ネットワーク

流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開

- 流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
- 生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
- 関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進など

(2) 流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり

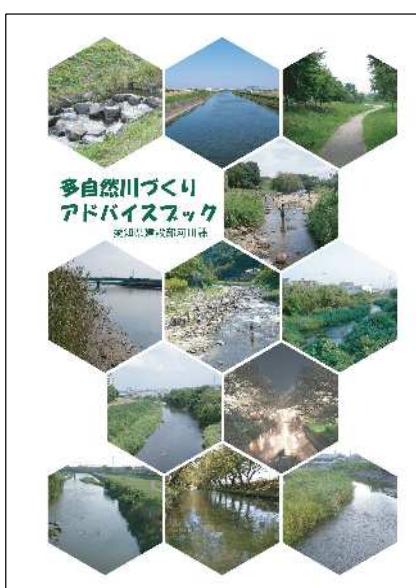
ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進

- 民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
- 利用しやすい環境関連データの整備と情報発信など

⇒多自然川づくりが、ますます重要

多様な生態系

「多自然川づくりアドバイスブック」2009 (H21)
⇒川づくりを行う現場担当者が参考とする川づくりの事例集



コラム どんな川でもあきらめない

市街地を流れる河川や一次改修によって单调な水路となってしまった河川では、「こんなところでは多自然はムリ」と最初から諦めてしまいかねません。また、災害復旧では「ここは災害を受けたところで治水が優先なので、多自然ではやらない」という考え方を見られます。しかし、「多自然川づくりは全ての川づくりの基本」なのです。最初からムリと決めつけるのではなく、どんな工夫ができるか、河川管理者、自治体、市民、市民団体、計画・設計・施工業者、有識者等、関係するみんなが知恵を出し合うことが大切です。

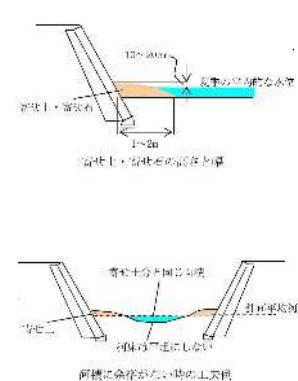
沿川に民家が密集した大都市でも、川沿いに公園が隣接しているところは結構たくさんあります。ただし、多くの場合、河川と公園は隣接しているが別々の存在となっています。管理者が異なることはいえ、公共の用地があるのであるのだから、連携して一体制的な開拓づくりを行なうことができれば、水辺も公園もその価値を高めることができます。これはまさに都市での多自然川づくりの一例です。

下の写真は横浜市の羽根川です。改修前は左のように洪水と環境悪化に悩まされていましたが、改修により右のようすな実際の空間に戻りました。市役所側部との連携や地元の協力に驚かれたこともあります。一番大切なのは、左の河川改修の前にして、右の風景を想像することです。あきらめることなく、後に引き継ぐべき川の姿を正確に描く。これが河川管理者にとって最も重要な役割と言えるかもしません。

支笏川の羽根川（横浜市）
(写真提供：吉村伸一氏)

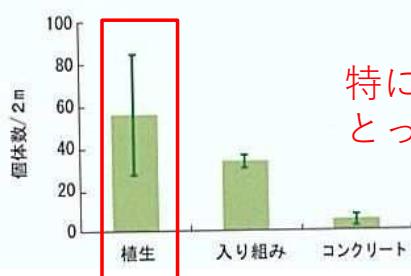
改修後の羽根川（横浜市）
(写真提供：吉村伸一氏)

<寄せ土・寄せ石の工夫>



多様な生態系

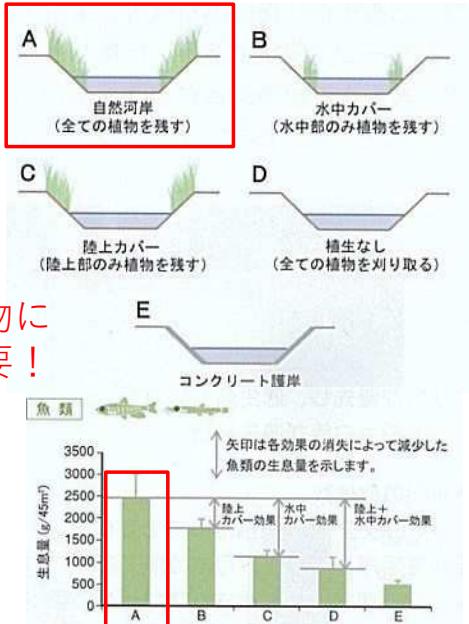
【水際の構造と魚類】



特に水際は生き物にとって極めて重要！

流速が小さく、照度が低い方が魚類が生息しやすい。

【水際の植生と魚類】



出典：「多自然川づくりポイントブックⅢ」2011 (H23) 多自然川づくり研究会著

多様な生態系



- R2 梅田川（豊橋市）
R2～3 山王川（美浜町）
矢作川（豊田市）
R3～4 天白川（名古屋市）
R5～6 広田川（幸田町）

多自然川づくり計画

◆ 河川整備計画と実施設計の間をつなぐものとして、治水と利水・環境を融合した河道計画等を検討し、「多自然川づくり計画」としてとりまとめる。

基本計画検討

〔計画規模、整備区間、洪水処理計画〕

河川整備計画

〔計画流量、計画高水位、縱断計画、横断横断形〕

基本設計

〔多自然川づくり計画〕

予備設計

〔用地幅、20mピッチ計画〕

詳細設計

〔構造細部、工事図面、数量〕

【検討内容】

①具体的な目標設定(平常時の機能)

・現況評価を踏まえ、自然環境、利用、景観等の目標を設定する

②平面計画

・現況の川なりを考慮

・周辺施設(道路、公園など)との接続、活用、処理

③横断計画、縦断計画

・計画高水位、計画流量を踏まえ、上記目標を達成するような形状等を検討

④施設配置計画

・護岸、水制、階段、管理用通路などの施設配置を検討

○意見聴取等(検討会議、ヒアリング)

一連の検討プロセスにおいて、地域(市町村、学校、地元団体等)、有識者から意見聴取及び意見交換を行う。

上記の内容を「〇〇川多自然川づくり計画」としてとりまとめる



整備イメージ例

多様な生態系

◆多自然川づくり

- ・矢田川（瀬戸市）



・籠川（豊田市）



落差工を魚類等の移動に配慮した構造に改善

・新郷瀬川（犬山市）



整備前

在来の植生を残した

水際の多様性を確保

左岸のみ引堤

水際の多様性を確保



整備後

多様な生態系

◆多自然川づくり

- ・伊賀川（岡崎市）



整備前

スロープや階段の設置し
水辺へのアクセスを確保

河岸へ寄せ土を行い
水際の多様性を確保



整備後

自然石護岸とし景観へ考慮



・山王川（美浜町）



整備前

階段を設置し
水辺への
アクセスを確保

法面勾配を緩くすることで
連続性に配慮



護岸を設置し河
床幅を確保



飛び石を設置し
安全に対岸へ移動可能とした

多様な生態系

- #### ・ 河川水辺の国勢調査

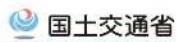
- 5年に1回
 - 魚類を対象
 - 対象28河川

級	水系名	河川名
一	豊川	宇利川
		宇連川
		海老川
		巴川
	矢作川	乙川
		矢作古川
		広田川
		鹿乗川
		籠川
		犬伏川
		阿瀬川
		段戸川
		名倉川
		巴川
		郡界川
		足助川
二	庄内川	新川
		五条川
		大山川
		矢田川
二	梅田川	梅田川
		音羽川
		高浜川
	境川	油ヶ瀬
		半堀川
		境川
		逢妻川
三	天白川	天白川
	日光川	日光川



ふれあう水辺

別紙① かわまちづくり支援制度の概要



水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和6年8月時点: 286地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進

次回の会議は、2019年1月25日(木)午後1時より開催する。会議の議題は、(1)会員登録料金の改定、(2)会員登録料金の改定に関する意見公募等である。



近藤道の民間用語



民間中高名の参加

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や薪水設岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



風呂管埋設の利用

新水路堂の利用

かわまちづくりウェブサイト: <https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html>

ふれあう水辺

乙川（岡崎市）



蟹江川（蟹江町）



ご静聴ありがとうございました